

安全の国際化と責任体系

—— スチュワードシップに基づく説明責任について ——

北九州市立大学国際環境工学部教授 杉本 旭

わが国の安全衛生において「説明責任」という概念が初めて議論されたのは、平成12年度に厚生労働省が中災防に委託して設置した「ILO-OSHMMS ガイドライン策定に関する調査研究委員会」であったと思います。

ILO-OSH2001の3.3.2には「使用者及び上級管理者は、OSHMMS の開発、実施及び運用並びにOSH 目標の達成のための責任・説明責任及び必要な権限を担当者に割り振ること。」と定められています。「責任 (responsibility)」と「説明責任 (accountability)」とは、意味がどのように違うのか。委員会の委員はすでに業種別ガイドラインを公表された各団体の代表等錚々たるメンバーでしたが、驚いたことに誰一人ご存じなかったのです。

本会では、事前の文献収集で、「産業安全技術総覧」に安研の杉本旭氏の解説が掲載されているのを知り、これを資料として提出し、わが国でも

「説明責任」の概念の導入を急ぐべきと要望しました。

しかし、委員会の報告書では、「まずは説明責任について然るべき機関において定義がなされるべき」とか、「これについて厚生労働省指針を改正する必要はなく、その運用上の留意事項として、通達等によって周知を図ることで足りる」とされました。

その後の経緯をみますと、これに関する通達は特に出されておらず、また、ILO ガイドラインの解説書でもどういう訳か触れられていません。

この「説明責任」という概念は、ILO ガイドラインを正しく理解するためにも、また、安全衛生コンサルタントの業務の関連からも、今後重要になる概念であると考えられます。

そこで今回、原著者である杉本教授に超多忙の中を特にお願ひして、本稿をご執筆いただいた次第です (事務局)。



1. はじめに

スタンダードにはデファクトスタンダードとデジュールスタンダードがある。デファクトスタンダードは、市場原理によって決められる規格で、多様な要因が複雑に関係して標準化が難しいとき、多くの人を受け入れたという事実 (de facto) に基づいて決められる標準である。一方、デジュールスタンダードは、仏語のデジュール (de jure) が英語の jury つまり陪審員を意味するように、流通の不正や環境や安全に問題の商品の排除のため、いわゆる倫理的な規範を標準化しよう

とするものだといえる。

安全は最も典型的なデジュールスタンダードである。もし、安全をデファクトスタンダードとして決めるとしたら、どのような標準化になるか分からない。少なくともそれほど高度な「安全」が標準として認められることはないであろう。場合によっては、技術的対策を怠って、危険な機械を優秀な労働者に押し付けてしまうようなやり方が“標準”となってしまうかもしれない。しかし、このような安全は倫理的な見方からデジュールスタンダードとしては認められるはずはない。

安全は、いやが上にも事故の責任に立ち入らざ

るを得ない。すでに、多くの国が程度の差こそあれPL（製造物責任）を採用して、製造者に事故の補償責任を課するというやり方で事故を減らす努力をしてきている。PLによる事故の扱いは、国によって大きく異なるため、事故で輸出の相手国から思いもよらない多額の補償が要求されることがあり、貿易自由化の大きな障害となってきた。

そこで、“無責任と言える事故”を明確にするとともに、現実にかかる事故の中で受容できる事故をグローバルな立場から決めてゆくという考えが提案されている。PLの国による違いは、事故を“無責任”と判断する倫理的規範が国によって異なるためである。商品は国境を越えて世界中に流通するグローバルな時代に、その時代の技術的可能性（State of the art）を考慮して、安全確保の手順をグローバルな合意によって定め、その手順を完了したことが認められた時点で、商品はどの国からもPL免除を受ける（discharge）。もし事故が発生した場合は、再発防止のための原因究明の責任を果たすものとする。これは、PLP（製造物責任予防）の考え方である。

PLPは、EC市場統合の準備として計画され、EU欧州連合の発足とともに実行に移され、安全の認証を示すCEマーキングによって設計者が事前に安全の責任を果たすやり方である。国際規格（ISO、IEC）は、このPLPの欧州の安全規格体系を継承しており、さらに、わが国もWTO-TBT協定に批准することによってこの安全の考え方を受け入れているはずである。このように、国際規格はグローバルな倫理的規範の標準化を目指すものであり、実質的に強制力を持つと考えなければならない。倫理上の申し合わせを無視したら国際的に村八分にされて当然のはずである。

国際規格における機械安全の体系で、最も基本とされるISO12100は設計のための基本原則である。当然のことながら、説明責任でPLの免責を受ける対象は設計者であり、国際規格はグローバルな合意に基づく安全確保の手順を示し、設計者はこれに準拠して説明責任を果たす。このように、

“事後の補償責任から事前責任としての安全へ”というパラダイム変換が国際的に着々と進められているが、日本人はこの安全革新にほとんど気付いていない。

日本人の高い道徳性は誰でも認めている。そのお陰で大都会東京の安全が維持されているのであるが、そういう日本が、果たして安全を論理立てて国際規格に提案できるかという大いに疑問である。島国で特異な文化を持つ日本人には、自らを超越して、全人類のあるいは普遍的と言える様な倫理的規範の提案は殆ど不可能である。

グローバルに流通できる商品を認めるために設計者に求めるモラルの国際的合意が国際規格である。そのことを理解しなかったため、日本の商品が輸入規制を受けるなど国際的に信用を失うような事態が起こっている。例えば、わが国の電気洗濯機がIEC国際電気規格に適合していないという理由で、シンガポールへの輸出の許可が与えられなかった。このように、高い安全性を持ちながら「安全」を説明できないために信用されないというのはわが国にとっては、由々しき問題である。

説明責任という意味のアカウンタビリティ（Accountability）が、正しい説明がなされないまま、新聞やテレビなどで頻繁に使われている。この言葉はどうしても、キリスト教のスチュワードシップという責任の体系で理解しておかないと混乱をきたすことになり、それでは文字通り、説明責任が果たせない。ここでは、欧州の責任体系の歴史的、宗教的・文化的背景を追って、アカウンタビリティの本質に迫ってみたい。

2. 神の恵みにこたえる責任：

Stewardship

キリスト教の聖書に「カイザルのものはカイザルへ、神のものは神に返しなさい」というイエス自身の言葉があり、責任についての本質をつくものとして大変興味深い。ユダヤ人がローマ（皇帝カイザル）の支配に苦しめられていた時代に起こった有名なシーンを要約すると次の様である。

——イエスに反感を持つ人が、わざとこんな質

問をした。「カイザルに税金を納めてよいでしょうか」。イエスは彼らの悪意を知って言われた。「税に納める貨幣を見せなさい。これは誰の肖像、誰の記号か」。彼らは「カイザルのです」と答えた。するとイエスは言われた。「それでは、カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」。彼らはこれを聞いて驚愕し、イエスを残して立ち去った（マタイ福音書：22章17～22節）。

人が引き受けてなすべき任務が一般的な「責任」の定義である。私たちは誰でも、当然のこととして、個人あるいは国や社会に対する責任を誠実に果たしてきている。さらに、宗教の世界、特にユダヤ・キリスト教のいわゆる一神教の世界では、人知を超えた神との委・受託関係が存在し、神の恵みに応える（respond）という責任があるとされる。これが責任の Responsibility の語源だと聞いているが、俗世界の責任より神に果たす責任はずっしりと重い。

この神に応える責任のあり方についてはキリスト教神学から新しい見方がなされている。「創世記」によると、——神は万物を作った。そのとき人間を最後に作ったのであるが、それは被造物のすべての管理を人間に委ねるためであった——という新しい「創世記」の解釈である。被造物の管理が神からの信託（神託）に応えるという責任はスチュワードシップと呼ばれ、特に自然（生命）、隣人、さらに異邦人との共存、正しい付き合い方が示され、それが聖書に示された倫理的基礎を与えている。さらに、次のような事例を検討すると、倫理のグローバルな標準化の提案国を務めるのは、わが国にとって何よりも難しいことが分かる。

ナショナル・トラスト

イングランド北西の湖水地方は、湖と森の実に美しいところで、訪れた人は誰でもすぐに好きになるはずである。また、この美しい場所は、本気で神のものは神に返して、全人類の共通の財産として、民間のチャリティ団体が維持管理するというナショナル・トラストの発祥の地でもある。

史跡及び自然景勝地のためのナショナル・トラストは、1895年に牧師、弁護士、婦人運動家の3名による呼びかけでイギリスに始まった。そして今では海外にも多くの会員を擁する世界的運動にまで発展しているのである。

ピーターラビットの生みの親、ベアトリック・ポターは、この運動に賛同し、湖水地方の美しい風景を守るために自分で土地を買い取り、ナショナル・トラストにその維持管理を委ねた話は有名である。また、チャーチル首相が生前愛した家がそのままの姿を守るためにナショナル・トラストに寄付され、現在は一般に公開されており、訪れる人が少なくないと聞く。このナショナル・トラストはスチュワードシップの最も典型的なものである。わが国でも、これに感動した人たちの集まりで、昭和43年に財団法人日本ナショナル・トラストが設立された。神の恵みに応えるという応答責任 responsibility を正しく理解しているかには少々疑問が残るが、日本人は、このようなすばらしい運動を取り入れ、さらに発展させる能力を持っている。

イエローストーンの国立公園への努力

イエローストーン国立公園は1872年、まだ国立公園という概念のない時代に、世界で最初に指定された国立公園である。モンタナ州・ワイオミング州・アイダホ州にまたがる広大なもので、有名な間欠泉の他にも、雄大なキャニオン、豪快な滝、緩やかな平原、化石の森などの見所が豊富にあり、220万エーカーの広大な敷地には、パファロー、ムース、エルク、ミュール鹿、グリズリーベアなどの野生動物が生息しており、毎年、300万人を超える観光客がこの公園を訪れている。

イエローストーンの最初の発見者の一人で、キリスト教伝道師トマス・ガルセスは、これは個人のものでなく人類への神からの贈り物だと直感し、その保護を求める運動を展開し、これに賛同したヘンリー・ジャクソンの写真や、トマス・モランのスケッチが影響を与え、この運動は多くの文化人、科学者、政治家を巻き込んで、百年を掛け

て世界で初めての国立公園の称号を勝ち取ったのである。このように、神からのものを神に返すという宗教上の責任・スチュワードシップは、グローバルな立場からの倫理的規範の基礎を与えていると考えてよい。

アメリカの独立宣言

——われわれは、自明の心理として、すべての人は平等に作られ、創造主によって、誰も奪うことのできない生来の権利を与えられ、その中には生命、自由、及び幸福の追求が含まれることを信じる。またこれらの諸権利を守るために人間は政府を樹立すること、そしてその権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。……

これは、トマス・ジェファソン起草による1776年のアメリカ合衆国の独立宣言の前半の部分である。この中でジェファソンは、「生命、自由、及び幸福の追求」などは神によって与えられ生来の権利であるから、誰も奪うことはできないものだとして主張し、国家が政府を樹立する目的は、まさに、これらの権利を守ることだと宣言した。

この「人民が神に帰属し、国は人民に帰属する」という考え方は、リンカーン（16代米大統領）が南北戦争で行ったゲティスバーグ演説、「神の下で新しく自由を誕生させるために、人民の、人民による、人民のための政治を」に端的に表わされている。独立宣言で示された人権思想は、西欧民主主義の基本理念の一つであり、国連の世界人権宣言などを通して、すべての国が受け入れるべき「人類の普遍的原理」として、特にアメリカ合衆国が、現在に至るまで積極的に「世界布教」してきた政治思想である。

「公民権」とは、社会共同体がそのメンバーに与え、法律によって保護された権利であり、いわば人間相互の約束事である。それに対して、「人権」とはいかなる人間の作った法律や多数決によっても奪うことのできない「すべての人の生来の権利」である。人権思想が「人類の普遍的原理」と言われるのは、「神の命令」ということを現代

風に言い換えたものである。つまり、人権思想とは「人権神授説」に他ならない。それだけに世界人権宣言における「人権」をわが国が自然に発想することは難しいが、基本が与えられれば、それを発展させる能力は十分に持っている。

私たちは、市場競争で決められるデファクトスタンダードの考え方を受け入れるため、競争そのものの国際的ルールを求めてきている。そのルールの提案は、自由競争に伴う多くの問題をヒューマニズムで解決しようとする日本人には難しい。標準化のために普遍的な原理を準備し、その標準化の体系を提案して合意を求めるといって欧州の徹底振りには恐れ入ってしまう。西洋の思想体系には、科学的真実としての進化論と、精神的基盤を与える創造論（神が人間を作ったという思想）が両立し、自由競争に倫理的な基盤を与えるために宗教又は宗教を歴史的背景に持つ思想・哲学として「創造論」が重要な役割を果たしているのである。わが国は進化論的科学思想によってデファクトスタンダードの理解は比較的容易であるが、デジュールスタンダードの基礎を与える「創造論」の思想はないだけにその基盤となっているデジュールスタンダードを理解することは困難を伴うだろう。これは安全の説明責任の本質に大きく関係するので、「創造論」で示される責任について考えてみる。

3. マスターシップから スチュワードシップへ

「神のものを神に帰す」による行動規範は、スチュワードシップ以前にマスターシップがより強固に存在した。このマスターシップは、神によって権威付けられた「支配者」の責務を意味するマスターシップは、長くキリスト教文化のテーゼでさえあった。神を信じる者が、かくも正義を貫く強さを持つものだと感心させられることがあるが、これはどうやら神によって権威付けられた支配者、すなわちマスターシップからくる自信のためであろう。このような人は、パウロ、マザー・テレサ、シュバイツァー、ナイチンゲール、リンカーン、

キング牧師，コルベ神父，ウェスレー，ルター，カルビンなど，世界中の尊敬を集める“マスター”を挙げれば枚挙に暇がない。

その一方で，あらゆる人間は世俗的なことで実に多くの失敗や罪を犯すものである。さらに，俗世のことであって，もともとカイザルに帰すべきことを神に帰すという過ちも，人間的な一面なのだが，この方が罪はずっと重い。神の名を借りて悪事や残酷を行うことは最悪である。国王が権力を正統化し，さらに強大なものとするために，国王神授説を唱えて自らを神聖化するために教会の権威を利用するといったことが世界で行われてきた。まさにマスターシップの悪用だと言える。

中世ヨーロッパの歴史上，最も悪意に満ち，他のどんな罪もこれと比べたら些細な罪と思わせてしまうようなキリスト教徒の犯罪は，異端審問と魔女狩りではないだろうか。審問官の大義が聖書のどのような根拠に基づくのか，私たち異邦人には理解できないが，ほぼ100年という短い期間に，何十万という人たちが「異端」で火あぶりにされたのである。あるいは，ヒトラーの残忍な行為は，マスターシップとしての欧州の精神的構造に進化論が結び付いて，進化の頂点にあるアーリア人種による世界支配を当然のように主張する，まさにマスターシップの暴走であった。

十字軍の遠征，免罪符の発行，コペルニクスやダ・ヴィンチなど先駆的科学者の弾圧，宗教的原理を他に強制する宗教戦争，環境破壊，未開人の殺戮等々，神の名の下に自らマスターと称して多くの不合理が実行されてきたのである。例えば，ロバート・デニーロ主演（宣教師役）の映画「ミッション」に見るように，スペインは南米の植民地を手に入れるために，南米インディオに対するキリスト教布教を故意に中止して，彼らを「動物」とどめて皆殺しにしたのである。

そして，1960年代に入って，マスターシップに伴う諸問題がエコロジーの分野で取り上げられ，地球的規模の環境破壊の根源を旧約聖書の「創世記」に戻って見直そうとする動きがエコロジー神学から出てきた。マスターシップの問題をエコロ

ジイ神学として最初に著したのは，ドイツのG・リートケの『生態学的破局とキリスト教』（安田治夫訳，新教出版社）であったと思われる。

——神は彼らを祝福して言われた。「生めよ，増えよ，地に満ちよ，地を従わせよ。また海の魚と，空の鳥と，地に動くすべての生き物とを治めよ」（創世記1章28節）——

確かに，ユダヤ・キリスト教的一神教は，自然に対する人間の優位を教えた。自然は人間の支配と征服に委ねられたモノであり，人間は快適で合理的な生活を追い求め，自然を征服し，これを加工し，利用することができることを教えた。人間は自然の支配者“マスター”であった。多くのエコロジストが問題にしているように，「現在のエコロジカルな危機の歴史的根源」は自然に対するキリスト教的「尊大さ」ではないか。人間の「マスター神授説」に対する強い非難が近代化に伴って巻き起こったのは当然である。

科学は，いつの間にか，自然の支配者である人間が，被支配者である自然の知識を獲得するための手段となった。人間は，遠慮なく自然（生物）を利用し，破壊することに何の遠慮も示さなかった。人間によって支配されるモノは，人間も例外ではなかった。未開で暮らす“ヒト”は動物と見なされ，不信仰な者は異端者と見なされ，異教徒は征服の対象者と見なされた。私たちが，ユダヤ・キリスト教的一神教に反感を持つことがあるのは，彼らの神によって示される“原理”の一方的押し付けであり，彼らの「尊大さ」に強烈な反意を感じるのはそのためである。

ユダヤ・キリスト教の「尊大さ」をマスターシップに帰す論議がキリスト教内外から起こり，改めて，人間と自然（生命）との間に成り立つ責任倫理の基本として注目されたのがステュワードシップの伝統であった。西洋の，特にキリスト教教会内でいきいきと引き継がれてきた思想伝統であったのである。その本質は神から委託された恵を責任を持って管理し，それに責任を持って応答できる管理人になることを表明する事である。

神は万物を創られたと創世記にあるが，その時，

人間を最後に造ったのは、被造物の全ての管理を人間に委ねるためであった。被造物の管理が神からの神託に応える責任、すなわち人間のステュワードシップとしての責任にあるのだと考えて、共生のために、あるいは弱体化した自然(生命)を回復するために、自然(生物)は人間に何を求めているか、人間は自然に対して何をしなければならないかを考えて果たすべき人間の責任：ステュワードシップである。

自然のステュワードシップへの大展開が与えたエコロジー運動は、そのまま隣人の命の尊重という考えで、安全のグローバルな運動に連動していると考えられている。ステュワードシップの管理責任(受託責任)は全てが対象だと言うわけではない。ステュワードシップによって、人間の生来の権利と信頼の保証、全人類共有の財産の適正管理などが、神の被造物との共存と繁栄のために、“Think globally and act locally”の対象として実行されるのである。すなわち、地球環境を保護しさらに美しい地球を作る、子供を悪から護り夢を与える、麻薬・覚せい剤の害から護り、社会復帰を助ける、弱者を助け、平等な社会の創造と発展を図る、自由で責任ある社会を作る、平和で安心できる地球を作る、というように、善なる神によって創造された全てを“恵”とし、それを人間の尊大さから保護し、自然(生命)との調和を図り、更に繁栄を目指す、これらのことを全人類の責任とするというものである。“マスターシップからステュワードシップへ”(from mastership to stewardship)の標語で与えられる基本理念は、第二次世界大戦直後に国連で調印された“世界人権宣言”に既に明確に現われているのである。マスターであるべき戦勝者アメリカが、戦後の日本に対して、あえてステュワードシップの立場から戦争放棄の日本国憲法を制定させたのだという説明もまんざら嘘でもないようだ。

多様なステュワードシップ協議会がNOP(非営利組織)によって世界中で活動しているが、このように、人間が「地の支配者」から「地の世話係」という立場・役割で置き換えられなければな

らないという発想に基づいている。

4. ステュワードシップと責任

さて、国際安全規格をグローバルな倫理規定と見て、筆者が、欧州キリスト教社会における倫理的な基盤についての調査を開始したのであるが、最も印象付けられたのは、マスターシップから“ステュワードシップへ”というモットーである。さらに、この変革による倫理的基盤の再構成について考えてみたい。

会計では、ステュワードシップは「受託責任」の意味で使われているようだ。他人から財貨の委託を受けた者が、与えられた裁量権の範囲内で実行する“業務遂行責任”のことである。そして、このステュワードシップには受託条件に基づく業務計画及び業務実施に関する説明責任があるとされる。受託した仕事が終了した時、或は委託者から要求された時には、いつでもその成果や業務遂行状況を説明しなければならない。この説明に伴う責任がアカウントビリティ(Accountability)である。このように、会計では、財貨が委託されるという狭い意味のステュワードシップによって果たすべき説明責任の為に発達したのが簿記だそう。

さて、ステュワードシップについてであるが、ステュワード(Steward)は、執事、家令、管理人、支配人、事務長や旅客機のステュワデスなどを意味し、ステュワードシップは、他人から任された仕事を、その人の為にする職又は資格を総括的にあらわす仕事である。

会計上の狭義はさておき、ステュワードシップは、公的財貨の管理人として重要な意味を持つ。家令や執事といえ、せいぜい会社の課長か部長あたりがステュワードかというそうではない。いわゆる経営に責任を持つ者、つまり社長(後で示す労働安全では事業者)である。経営の委託は、株主だけでなく公的な委託に応える責任(神に応える責任)が必ず含まれているということだ。公的機関の長はもちろんだが、会社を経営する者は、公的責任の取り方として、市民(その代表の陪審

員：Jury)を相手にステュワードシップとしての説明責任を果たさねばならない。株主(カイザル)に対する責任とは別に公的財産の管理者ステュワードとしての責任が必然的についてくるのである。このことに気がつくか否かは実に大きな問題なのである。このことが、文頭で述べたように、欧州の倫理的基盤を理解するために、筆者が「カイザルに帰すべきものと神に帰すべきものとを混同してはならない」というイエスの言葉に注目した理由である。

一方、アカウントビリティ(Accountability)について言えば、英語のAccountはもともと「会計上のことで、曖昧にせずつまびらかにすること」であり、転じて「説明する」「責任を取る」という意味で使われる。アカウントビリティは自分の判断や行動の結果について説明する責任のことである。

会計では、アカウントビリティは文字通り「会計責任」と呼んでいる。会計上の結果に対して説明、報告、言明、申し開きをする責任のことで、アカウントビリティが一般に業務遂行における「説明責任」と言われるのはこのためである。会計士Accountantが説明責任を果たすための規範(倫理規定を含む)を経営者が用意することは、ステュワードシップにおける特に重要な責任となっている。経営者がこれを用意しないで説明責任だけを負わせても、業務担当者はどう説明しているのかわからず面食らってしまう。

委託者(例えば株主)は経営者からの報告を受け、仕事を評価した上で株主としての態度を決定する。このように、受託者(経営者)が委託者(株主)に果たす説明責任(ステュワードシップ)の下に、業務遂行者が経営者に果たす説明責任(アカウントビリティ)があるという責任関係で会計が成り立っているのである。

さて、経営者の本来のステュワードシップとしての責任は、株主(カイザル)に対する責任よりは、経営活動を通して果たすべき公益物の委託責任(神に帰す責任)である。税金を使った公的運営だけでなく、企業の経営は社会的責任を伴うも

のだと考えるのが当然である。例えば、環境保全、製品安全、労働安全などに対する責任であり、その他、多くの社会倫理上の責任がある。

一人ひとりの命は神が与えてくれた全地球的財産である。自殺は許されず、また事故で人の命を奪うことは絶対に避けなければならない。国連世界人権宣言で謳われているように、安全は人間の持つ生来の権利(人権)である。経営者は、安全を特別に取り上げて、ステュワードシップの責任として設計者(業務担当者)に対し説明責任を求め、そして、設計者はこれに準拠したことの確認(第三者による認証)によって経営者(製造者或は事業者)の「地の世話人」としての責任が果たされる(discharge)ということになる。

ステュワードシップもアカウントビリティも共に“説明責任”と言われるが、ステュワードシップとアカウントビリティでは説明の相手がそれぞれ異なる。アカウントビリティは、業務の遂行者がステュワード(例えば公益法人の長や企業の経営者)に対して果たす説明責任である。ステュワードシップは、本来、神の倫理規範に従うことで果たす責任であるが、現実の方法として、社会(人民)に対して公正性を公開するという説明責任であり、具体的には、グローバルな合意を得た国際規格に準拠し、第三者の認証を公に示すという方法で実現されるのである。或は、行政や住民と連携したリスクコミュニケーションを通して公的説明責任を果たす。ステュワードシップを水平型の説明責任(Horizontal accountability)と呼ぶ場合があるが、もともと天上の“神”への申し開きという厳格な意味を持つことから、“水平型”は論理的にも、また感覚的にも適切だとは思えない。そのまま、カタカナでステュワードシップと呼ぶか、または、もし、“説明責任”の言葉を使うのであれば、言葉の正しい理解が必要である。曖昧な言葉の使用は、まさに説明責任上“無責任”と言うことになってしまう。

5. 労働安全と説明責任

自動機械のトラブルシュートのために、生産ラ

イン全体を停止させなければならない場合がある。しかし、自動生産ライン全体を停止すると犠牲があまりに大きいため、時としてトラブルを発見した労働者は柵を乗り越えて中に入り、危険を冒して自動機械のトラブル処理をすることがある。たとえそのために事故が起こっても、そこには運転を任された労働者の善意が感じられて、管理者としても強くは責められないという感情が残る。この場合の事故の原因を「善意のミス」という言い方で処理して、むしろ労働者の責任感を誉めようとする経営者にさえ出会うことがある。

聖書に、「羊の囲いに門から入らないで、他のところを乗り越えてくるものは、盗人が強盗です（ヨハネの福音書10章1節）」というイエス自身の言葉がある。キリスト教を精神生活の基盤としてきた欧州では、柵を乗り越えて自動生産ラインに入ることは「悪いこと」でしかない。このように、善悪の判断は2千年も前から定義づけられて、今も、教会の日曜学校で子供達に教えられているのである。

十数年も前、ベルギーのある自動車工場を見学中に、偶然プレス災害のごたごたに遭遇したことがある。保全員がジャンパ線で安全装置を無効にして起こった事故だったために、労災保険が適用されないとのことだった。このような行為を「善意のミス」と感ずるような人は欧州にはいないのだろうか。正統か異端かを問う、長いキリスト教の影響の一面が窺われる。

さて、聖書には「安全」についての多くの指摘がある。例えば、「新しい家に手を入れるときは屋根の周囲に手すりをつけなさい、誰かが転落してあなたの家に血のりを残さないように」（旧約聖書・申命記22章8節）。家は、人間が作る物。人工物で起こる事故を防ごうとする中で、共通の（標準の）方法を求めてゆくの産業安全だとすれば、聖書に書かれたこの箇所は、産業安全を記述した歴史上最初の、いわゆるデジュールスタンダードではなからうか。

同じく申命記19章にある斧の喩えも事故の責任を考える上で重要な示唆を与える。隣人と一緒に

森に入り、木を切るために斧を手にして振り上げたところ、その頭が柄から抜け、それが隣人に当たってその人が死んだ場合、その者は「逃れの町」で保護されるという記述がある。それは「事故」であり、以前から相手を憎んでいたのではないから、その人は誤った復讐心から「逃れの町」で守られるということである。

さて、デジュールスタンダードの理解が難しいことを挙げて、わが国の労働安全は特殊だと述べてきたわけだが、果たしてそうなのだろうか。安全の責任の基本などは、個別機械の構造規格や技術基準などよりは、むしろ、労働安全衛生法の原点に返って理解されるものである。

労働者の安全確保の責任が、労働者を雇用して事業を行う「事業者」にあることは、世界のどの国も共通している。わが国の労働安全衛生法の第一章第三条第一項に「事業者の責務」として、——事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保し、また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない——とある

労働者の安全確保が事業者の責任であるならば、一体、何からの委託によるものであろうか。労働災害防止の最低基準については国の定める義務である。国からの受託責任を最低基準にとどめて、その他の責任を、国を超越した存在からの委託としている点にある種の感動を覚える。それは、神かもしれないが、そうでなくともグローバルに合意できる何らかの権威からの委託に応える管理責任（受託責任）がわが国の労働安全にもそのまま適用できるということである。そして、その責任を果たす方法には、マスターシップとスチュワードシップがあるということになり、前者はデファクトスタンダードに帰し、後者はデジュールスタンダードに帰すことはすでに述べた。

マスターシップには特に説明責任が要求されない。労働安全が事業者に任されたという場合、強い責任感から、事業者は最も効果的な労働災害防

止をマスターシップの立場から実行するのがむしろ自然である。“任された”という感覚で企業内の徹底した安全管理を実行する。現実にも、災害の半数以上は人間のミスが原因だと考えられており、安全教育・訓練が事故防止に最も効果的だと考える。しかし、機械の使用者としてのマスターシップ（事業者）は、労働災害の即効性を狙うあまり、技術を用いた抜本的対策を取り難いという現実がある。

一方、スチュワードシップは、グローバルな合意に基づく安全の手順に従い、人間のミス、機械の故障や安全装置の故障に対する安全対策を優先して行すべきことを設計者に求め、設計者は説明責任を果たす。事業者は、第三者認証機関による安全認証によって確認し、それを公表してスチュワードシップの責任を果たす。或は、すでに安全の正式な認証を受けたものを労働者に提供することで事業者のスチュワードシップとしての責任を果たす。さらに作業にリスクが残る場合は、安全作業手順を作成し、必要に応じた教育訓練を行って、リスク低減の最大の努力を行う。

しかしながら、わが国の労働安全は事業者独自の責任で行うマスターシップの考え方で実行されているように思われる。それにもかかわらず、労働安全衛生法の求めているのは必ずしもそうではない。同じく第三条第二項では、「製造者の責任」について次のように定めている。

——機械、器具そのほかの設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらのものが使用されることによる労働災害の発生に防止に資するように努めなければならない。——

わが国の労働安全衛生法は、事業者に対してスチュワードシップの責任の中で、さらに具体的安全対策の説明責任を製造者（設計者）に求め、その限界に対して労働者の安全教育に委ねてゆこうとするグローバルな安全の責任体系となんら矛盾していないことが分かる。わが国の労働安全衛生

法は、昭和47年に発行されたが、米国のOSHAを参考にして作られたと聞いている。わが国の労働安全の考え方が特殊だったわけではなく、労働安全の責任を任され、労働災害防止を強く責任を意識して達成する為に事業者は、他を当てにしないマスターシップの方法をとらざるを得なかったのではないだろうか。労働安全はグローバルな説明責任を負うものであり、そのためには、事業者は人の命を預かる受託者としてスチュワードシップの立場から労働災害防止の責任を果たすものでなければならない。

ところで、機械安全に関する国際規格はしっかりした階層構造を準備して来ている。プレス機械やロボットのような個別C規格の上に、共通に利用可能な安全装置や安全部品、リスク評価及びリスク低減の手法などの標準を定めたグループB規格群があり、そして最上位に基本A規格がある。これは、設計における安全原則など、機械安全の根幹にかかわる基本規格である。すなわち、国際規格のこの階層構造は、機械の設計者が準拠すべき安全設計のグローバルに合意された手順であり、またそのことは、設計者の果たすアカウントビリティという説明責任の手順を示すものといえる。しかし、この確固とした階層構造は、それ以前に、国際規格を作る立場のあらゆる人が共通にすべき安全の理念をまとめたISO/IEC-Guide51がすでにその礎となっていたということは日本ではあまり知られていない。このISO/IEC-Guide51こそが、スチュワードシップのあり方を示したもので、機械の安全のA,B,Cの階層を管理する事業者や機械の設計者に帰すべき最上位の管理・受託責任である。設計者・技術者の説明責任に基づいて、機械の安全を立証して安全宣言書を作成して機械にCEマークを貼る。それは、システムの計画者が実行するが、やはり事業者のスチュワードシップに帰する説明責任に基づくものである。国際規格体系の一層の理解を深めて、わが国の労働安全の国際化を実現すべきである。

6. お わ り に

ビューロ・ベリタス (bureauveritas) は フランスの第三者認証機関で “真理の局” という社名をもつ。欧州の安全認証制度に伴う CE マーク取得のため、第三者認証機関の審査官は設計者・製造者に対し安全性確保の正当性について説明を求める。この安全審査の光景は正統と異端を見分ける悲劇の異端審問に通ずるところがある。審査官は、安全(正統)に認証を与える使命を持つというだけでなく、神からの委託を得て誠実にその使命を実行する。

一方、日本の認証団体の審査官が、審査を行なう相手から必ず問い詰められることがある。品質、環境、安全、いずれのマネジメント規格でも同じであるが、認証を与えるのに厳しい要求を出すと、審査官に向かって「おまえは何様なんだ！」と罵声を浴びせられる。任意規格にすぎず、高額のお金を取って認証作業を進める側も、このような時、わが国の認証団体ではどう対応すべきか分か

らず困っているのが現状だ。認証する側とそれを受ける側にグローバルな共通の責任がなければ、いつまでもマネジメント規格は任意規格であり続け、安価で早くていいかげんになりかねない。そして製造者優位で、認証機関にとって「認証審査をさせていただきます」という関係がいつまでも続くのである。

これまで日本人には国を超えた、グローバルな立場での信託という概念が殆どなかった。グローバルな立場での信託、それは究極的には崇高なる神が存在し、その神からの委託という考え方に通ずる。PLP がわが国に実行できないのに、欧州が実行できるのは、結局、宗教観の根本的な相違によるのではないか。グローバルな規模の責任体系スチュワードシップの正しい理解によって、グローバルな PLP を実現し、安全の責任に対する真の解放を求めるべきである。わが国の労働安全衛生法は、基本的にそれが準備されていることを示している。



退 会 者 名 簿

(平成14年9月30日現在)

受付番号	受 理 年月日	都道府県	氏 名	理由
64	14. 7. 1	福 島 県	滝 沢 進	高齢
65	2	福 岡 県	大 竹 厚 裕	一身上
66	"	埼 玉 県	出 口 雅 祥	一身上
67	4	静 岡 県	森 永 二 男	廃業
68	"	埼 玉 県	原 四 郎	一身上
69	5	神 奈 川 県	深 水 五 郎	健康上
70	8	静 岡 県	宮 野 謙 太郎	死亡
71	9	東 京 都	保 坂 実	一身上
72	12	東 京 都	宮 川 寛	一身上
73	24	新 潟 県	中 村 和 正	一身上

受付番号	受 理 年月日	都道府県	氏 名	理由
74	30	大 阪 府	中 谷 素 子	活動休止
75	31	長 崎 県	富 田 満 夫	転職
76	8. 6	福 岡 県	北 崎 徹 郎	一身上
77	12	東 京 都	安 藤 俊 博	活動休止
78	9. 4	北 海 道	山 口 貢	健康上
79	10	北 海 道	佐 々 木 俊 弘	死亡
80	30	東 京 都	高 橋 示 人	一身上
81	"	栃 木 県	斉 藤 勇 夫	一身上
82	"	千 葉 県	田 中 逸 穂	活動休止

